

2024年6月21日

各 位

会 社 名 株式会社 テ ス ク
代表者名 代表取締役 梅田 源
(コード番号 4349 名証メイン)
問合せ先 管理部長 塚本 浩介
(TEL 052-222-1000)

株式併合及び定款の一部変更の承認決議に関するお知らせ

当社は、2024年5月13日付で公表した「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」(以下「2024年5月13日付プレスリリース」といいます。)に記載のとおり、株式併合及び定款の一部変更に係る各議案について本日開催の第50期定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社名古屋証券取引所(以下「名古屋証券取引所」といいます。)における上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2024年6月21日から2024年7月18日まで整理銘柄に指定された後、2024年7月19日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を名古屋証券取引所メイン市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 第1号議案(株式併合の件)

当社は、以下の内容の当社株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)について、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合比率

当社株式 14,120 株を 1 株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数

278,191 株

④ 効力発生前における発行済株式総数

278,210 株

(注) 効力発生前における発行済株式総数は、当社が2024年5月13日開催の取締役会において、2024年7月22日付で消却することを決議した、2024年3月31日現在当社が所有する自己株式数(71,790株)を除いた株式数を記載しております。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

19 株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

76 株

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

本株式併合により、株式会社梅田事務所及び梅田渉氏(以下、総称して「本残存株主」といいます。)以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、当社株式が2024年7月19日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えらえることに鑑み、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項及び第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当社が買い取ることを予定しており、その買取りに係る代金を端数が生じた株主の皆様へ交付する予定です。この場合の買取価格は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、本株式併合の効力発生日の前日である2024年7月22日の最終の当社の株主名簿において本残存株主以外の株主の皆様が所有する当社株式の数に5,830円を乗じた金額に相当する金銭を交付できるような価格に設定する予定です。

2. 第2号議案（定款一部変更の件）

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。

- (1) 本株式併合の効力が生じた場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数が76株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が生じることを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- (2) 本株式併合の効力が生じた場合には、当社の発行済株式総数は19株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が生じることを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条（単元株式数）及び第8条（単元未満株式についての権利）の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- (3) 本株式併合の効力が生じた場合には、1株以上の当社株式を所有する者は本残存株主のみとなる予定であり、また、本株式併合の実施に伴い当社株式は上場廃止となるため、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が生じることを条件として、定款第16条（電子提供措置等）の全文を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

当該定款の一部変更の内容は、2024年5月13日付プレスリリースをご参照ください。なお、当該定款変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2024年7月23日に効力が生じるものといたします。

3. 本株式併合の日程

(1) 本定時株主総会開催日	2024年6月21日（金曜日）
(2) 整理銘柄指定日	2024年6月21日（金曜日）
(3) 当社株式の最終売買日	2024年7月18日（木曜日）（予定）
(4) 当社株式の上場廃止日	2024年7月19日（金曜日）（予定）
(5) 株式併合の効力発生日	2024年7月23日（火曜日）（予定）

以上